

熊本県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

熊本県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（平成19年規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表第2（第18条関係）中

15	中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、その子の看護（負傷し、又は疾病にかかったその子の世話をを行うことを言う。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において5日（再任用短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、広域連合長が定める時間）の範囲内でその都度必要と認める期間
----	---	--

を

15	中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、その子の看護（負傷し、又は疾病にかかったその子の世話をを行うことを言う。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において5日、その養育する子が二人以上の場合にあっては10日（再任用短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、広域連合長が定める時間とする。）の範囲内でその都度必要と認める期間
----	---	--

に

22	その他特に広域連合長が認めるとき。	当該事項について広域連合長が承認した期間
----	-------------------	----------------------

を

22	条例第16条に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下この号において「要介護者」という。）の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において5日、要介護者が二人以上の場合にあっては、10日の範囲でその都度必要と認める期間
23	その他特に広域連合長が認めるとき。	当該事項について広域連合長が承認した期間

に改める。

附 則

この規則は、平成22年6月30日から施行する。